

令和6年度苓北町住民税非課税世帯に対する 物価高騰対策支援給付金のご案内

(住民税非課税世帯3万円/1世帯、こども加算2万円/1人)

【支給要件】

- ・基準日(令和6年12月13日)時点で、苓北町に住民登録がある世帯で、世帯の全員が 令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
- ・世帯の全員が、住民税が課されている他の親族等の扶養を受けていない。(扶養を受けているか分からないときは、親や子ども等、家族に確認してください。)
- ・世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいない。
- ・世帯の中に、租税条約による住民税の免除を届け出ている者はいない。

給付金の支給額

給付金の支給時期

|世帯あたり3万円

(18歳以下のこども※がいる世帯は、 こども1人あたり**2万円**加算)※平成18年4月2日以降生まれのこども 苓北町が申請書を受理した日から **約3週間**が目安です。

※審査に時間を要する場合は、この限りではありません。

給付金を受給するためには手続きが必要です!

- 1 **該当される**場合は、『申請書(請求書)』に必要事項を記入し、添付書類と ともに同封の返信用封筒で返送または役場福祉保健課へご持参ください。
 - ※提出期限 令和7年5月30日(金) 当日消印有効
 - ◎期限までに返送がなかった場合は、本給付金の受給を辞退したものとみなします。
- 2 該当しない場合は、書類は破棄してください。
- 住民税非課税世帯に対する物価高騰対策支援給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、 苓北町役場か天草警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

苓北町役場 福祉保健課



電話番号 0969-35-1263(直通)

受付時間 平日9:00~17:00(土・日・祝日を除く。)